

取引開始基準

サクソバンク F X証券株式会社

- (1) 当社は、次に定める基準に適合した顧客との間で商品先物取引業務を行うものとします。
- ・当該顧客が本取引について相当の知識があり、取引の仕組みやリスク等を十分に理解していること。
 - ・当該顧客について、所定の本人確認が行われていること。
- (2) 当社は、次の各号の一に該当する方に対しては、本取引の勧誘及び契約を行わないこととします。ただし、d または g に該当する方については、資産状況や収入等を考慮し、統括責任者が認めた場合、また、e または f に該当する方については、300 万円以上の金融資産をお持ちであり、統括責任者が認めた場合はその限りではありません。
- (a) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、自己破産者の方
 - (b) 生活保護法被適用者の方
 - (c) 長期療養者及びこれに準ずる方
 - (d) 70 歳以上の方
 - (e) 主に恩給、年金、退職金、保険金等により生計を維持されている方
 - (f) 主婦等家事に専従し、一定の所得を有しない方
 - (g) 学生（勤労学生を含む）の方
 - (h) 非居住者の方
- (3) 前項各号に該当しない方であっても、統括責任者が判断して適格ではないと認定したときは、お取引をお断りすることがあります。